

## セーフティネット保証制度

### 法第2条第5項第5号（業種）関係（平成26年10月1日以降）

次のいずれかに該当すること。

- (イ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
  
- (ロ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

#### [添付していただく資料]

- ・イ、ロ共通のもの
  - 1 法人の場合は法人登記簿謄本
  - 2 営んでいる事業が疎明できる書類(例：取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証の写し等)
  - 3 直近1期分の確定申告書（決算報告書含む）の写し
  
- ・その他イ、ロ個別に必要なもの
  - (イ) の申請に必要な書類
    - 1 算出した売上高が分かる書類(例：試算表や売上台帳など)
      - ・算出した実績値を証明する資料（売上台帳等）
      - ・算出した見込み額の根拠となる資料（試算表等）
  - ※コロナウイルスの影響により見込み額で申請する場合のみ。
  
- (ロ) の申請に必要な書類
  - 1 企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例：試算表、売上台帳、仕入帳など）

※裏面に続きます。

【申請するにあたってどれに当てはまるか、下表でご確認ください】

なお、今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性に鑑み、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している2月以降で、直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1か月間もしくは2か月間の売上高等とその後の2か月間もしくは1か月間の売上高等見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。

※上記に伴う見込み額での申請をされる方は、下表の赤字部分が該当になります。

	認定申請者の類型		確認する売上高等と該当する認定書類
1	<b>単一事業者</b> (1つの細分類業種に属する事業のみを行っていることを確認できる者)		企業全体の確認 (イ、ロの①に該当) <b>※イに該当し、見込み額を含む場合は④に該当</b>
2	<b>兼業者</b> (2以上の細分類業種に属する事業を行っている者)	全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者	企業全体の確認 (イ、ロの①に該当) <b>※イに該当し、見込み額を含む場合は④に該当</b>
3		どの業種が主たる業種であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる者	主たる業種及び企業全体の確認 (イ、ロの②に該当) <b>※イに該当し、見込み額を含む場合は⑤に該当</b>
4		1以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる者	指定業種及び企業全体の確認 (イ、ロの③に該当) <b>※イに該当し、見込み額を含む場合は⑥に該当</b>